社団・財団法人通信

平成28年7月15日

作成・監修
朝日税理士法人

公益法人に対する寄附金税制

（公益法人への寄附金税制）

当Noは、公益法人に対する寄附金税制について概説する。

（ポイント）

〇公益法人は、全て特定公益増進法人となり、寄附金優遇措置の対象
〇個人の公益法人に対する寄附金は、所得控除と税額控除（要件あり）のいずれかを選択可
〇会社等の法人の公益法人に対する寄附金は、一般寄附金とは別枠で損金算入限度額あり

1.寄附金税制の概要

寄附金税制とは、公益法人等に寄附をする者に対しての優遇税制措置をいう。寄附者に対して税金を優遇することによって、公益法人等に寄附等の資金を集めやすくする制度であり、寄附者の優遇措置となる。

2.公益法人等への寄附

公益法人は、全て特定公益増進法人となり、寄附金優遇措置の対象となる（法法37Ⅳ、所法78Ⅱ③）。

(1)個人が支出する寄附金

①寄附金控除（所得控除）

個人が、国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対し寄附金を支出したときは、寄附金の額の合計額（所得金額の40%が上限）から2,000円を控除した金額が寄附金控除として所得控除される（所法78ⅠⅡ）。

②公益社団法人等寄附金特別控除（税額控除）

個人が、運営組織及び事業活動が適正であること等の一定の要件を満たす公益社団・財団法人等に対し寄附金を支出したときは、①との選択により、それらの寄附金の額の合計額（原則として所得金額の40%が上限）から2,000円を控除した金額の40%相当額（その年分の所得税額の25%が上限）が公益社団法人等寄附金特別控除としてその年分の所得税額から控除される（措法41の18の3①）。

個人が支出する寄附金のイメージ

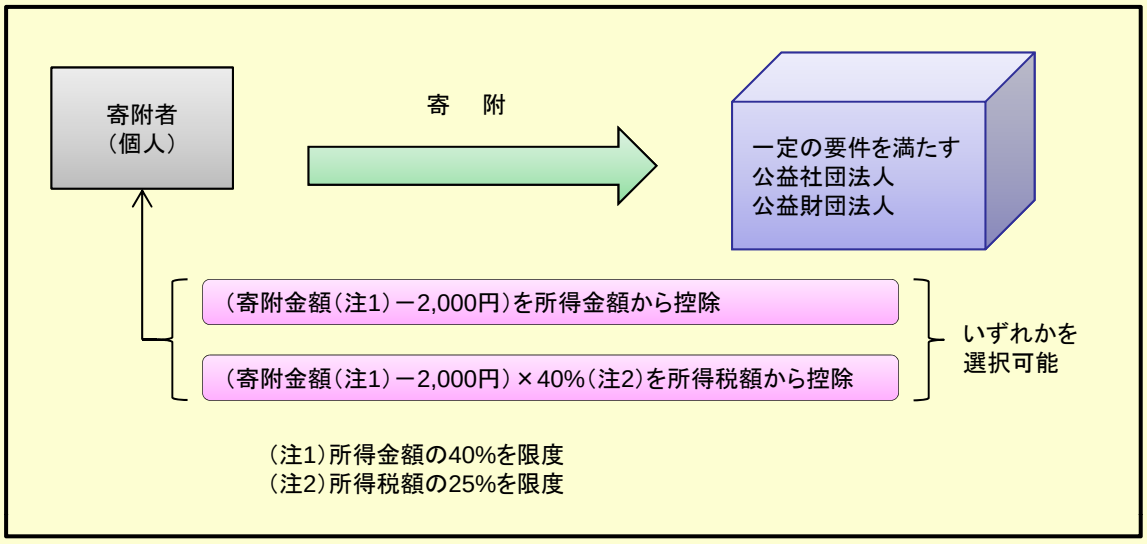

（裏面に続く）

朝日税理士法人　担当：木村　匡成　kimura@asahitax.jp
東京都千代田区平河町2-7-4　砂防会館別館A 5階　Tel：03-3556-6000　Fax：03-3556-6001
http://www.asahitax.jp/index.html

公益法人に対する寄附金税制

(2)法人が支出する寄附金

会社等の法人が特定公益増進法人に対して支出した寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられている（法令77の2）。

法人が支出する寄附金のイメージ

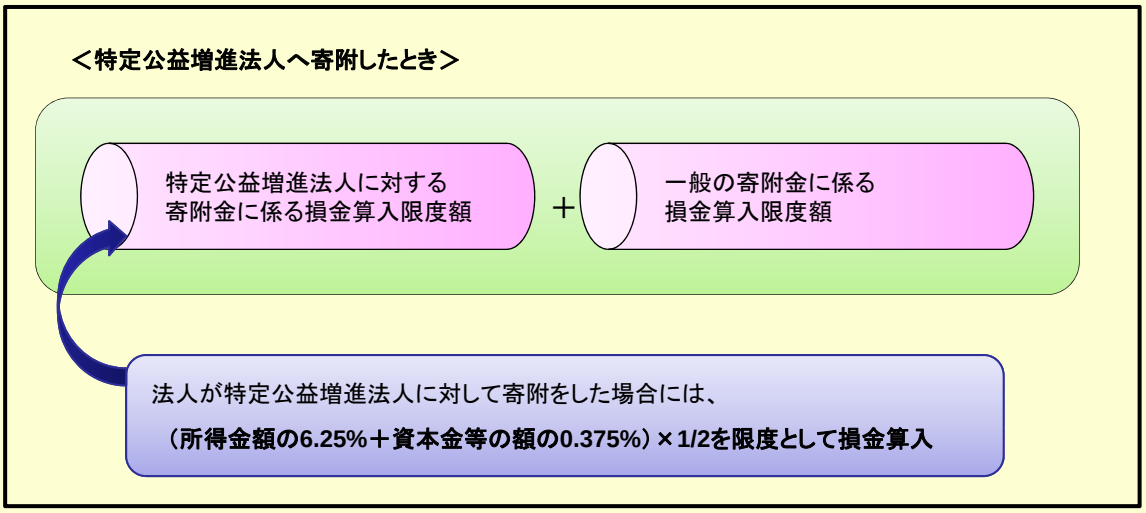

（注）1 特定公益増進法人とは、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして所得税法施行令第217 条または法人税法施行令第77条において列挙されている法人をいう。

2 個人または法人が、特定公益増進法人に対する寄附金を所得控除または損金算入するためには、「主たる目的である業務に関連する寄附金であることの証明書」等の保存や確定申告書への添付等が必要となる（法法37Ⅸ、法規24、所令262、所規47 の2Ⅲ）。

3 個人が、一定の要件を満たす公益社団・財団法人等に対する寄附金を所得税額から控除するためには、「公益社団法人等が一定の要件を満たすものであることの行政庁の証明書の写し」等を公益社団法人等から交付を受け、確定申告書へ添付する必要がある（措法41 の18 の3Ⅱ、措規19 の10 の4Ⅺ）。

（朝日税理士法人　公益法人チーム編集）

シリーズ：社団・財団法人の実務家のひとこと

＜立入検査の連絡＞

多くの3月決算会社は一段落してほっとしているのではないだろうか。ただ、ほっとしたのもつかの間、決算が終わったこの時期に立入検査の連絡が来ることが割と多い。公益法人の立入検査は、移行後3年以内を目途に実施され、会計・事業・ガバナンスという3つの視点から適切な法人運営がなされているかチェックが行われる。立入検査に限った話でもないが、より厳格にこうしたチェックが行われる最近の傾向がある。公益認定基準の充足の確認にあたっても、より詳細な説明が求められるなど、これまで以上に法人運営の適正化が求められている。決算が終わった今の時期に再度、法人の運営・管理体制について見直してみるのはいかがであろうか。

朝日税理士法人　担当：木村　匡成　kimura@asahitax.jp
東京都千代田区平河町2-7-4　砂防会館別館A 5階　Tel：03-3556-6000　Fax：03-3556-6001
http://www.asahitax.jp/index.html

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。